

修学上の配慮を希望する学生の皆さんへ

順天堂大学では、障害のある学生の皆さんが、より良い大学生活を送ることができるよう修学支援を行っています。

修学上何らかの困りごとがある場合は、所属する学部または大学院研究科の事務窓口にはまずご相談ください。

配慮申請から支援までの流れ

STEP1 相談と支援の申請

合理的配慮の提供は、学生本人の申請が起点となります。修学上の支援を希望する場合は、所属する学部または大学院研究科の事務室に相談したうえで、「修学上の合理的配慮 申出書(様式1)」を作成し所属する学部または大学院研究科の事務窓口へ提出してください。

STEP2 支援内容について面談

申出書の内容について、学生本人と教職員等で面談を行い、双方で現状を共有・認識するとともに、必要な支援について確認と相談を行います。

STEP3 支援内容の検討

面談した教職員と授業担当教員等で話し合い、具体的な支援内容について検討、決定します。

STEP4 支援内容の決定、通知

決定した支援内容を学生本人に通知します。合意できる場合は、「同意書」(様式2)に署名していただき、学部(研究科)と学生が1通ずつ保管します。

STEP5 支援の開始

決定した支援内容を授業担当教員等へ周知し、支援を開始します。

STEP6 振り返り

必要に応じて、支援内容の調整を行います。学期終了ごとに、次の学期の支援内容に関する相談を行います。

申請期日

申請から配慮内容決定までには1ヵ月程度の期間を要しますので、当該学期中の配慮を希望する場合には、できる限り以下の期日を目安に申請するようにしてください。

前期:5月末日まで

後期:10月末日まで

修学上の合理的配慮 申出書

学部長（研究科長） 殿

私は、下記のとおり、令和____年度の修学上の合理的配慮の提供を希望します。

記

1. 障がい名・診断名

※ 診断書や障害者手帳の写し、または、高等学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料（個別の教育支援計画など）などを添付してください。

2. 障害の内容、配慮が必要な事項

[現状]（該当する場合○を記入してください）

- ①入学前（高校時代等）も、修学上の配慮を受けていた。 ()
②障害や病状について相談できる主治医、相談機関等がある。 ()

[希望する配慮]（希望する配慮に○を記入してください） ※ 別紙添付も可

- ①移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮 ()
②教材に関する配慮（点訳・電子データ化・拡大・字幕付け・事前配付等） ()
③情報伝達・コミュニケーションに関する配慮（手話通訳・要約筆記・文書伝達等） ()
④定期試験に関する配慮（時間延長、別室受験、解答方法等） ()
⑤履修登録、学習支援等 ()
⑦学内生活に関する配慮（トイレ、食事等） ()
⑧その他 ()

年 月 日

学部・学科（研究科）	
学籍番号（または受験番号）	
氏名	
保証人氏名	

当該申請は学期ごとに必要になります。

受付日	担当者	委員長	学部長 研究科長